

## 財務諸表等の記載事項説明

財務諸表とは、国立大学法人法の定めに基づき大学の特性を反映して作成されるもので、「貸借対照表」、「損益計算書」、「利益の処分又は損失の処理に関する書類」、「キャッシュ・フロー計算書」、「国立大学法人等業務実施コスト計算書」、「附属明細書」により構成されております。国立大学法人は毎事業年度、財政状態及び運営状況を明らかにするため、これらの財務諸表を作成し、国民その他の利害関係者に対して公表する義務を負っています。

この説明は、財務諸表をご理解いただくことを目的にできるだけ簡潔に説明させていただくことに重点をおいておりますので、詳細につきましては、「国立大学法人法」並びに「国立大学法人会計基準」、「国立大学法人会計基準注解」及び「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」をご覧ください。

### 1 貸借対照表について

貸借対照表は、国立大学法人の財政状態明らかにするため、期末日（3月31日）におけるすべての資産、負債及び純資産を示したものであります。

本学における主要な財産は、土地、建物、工具器具備品の有形固定資産から構成され、これらは法人設立時に国から無償譲与された資産の時価評価額であり、資本金（政府出資金）としても計上されております。

運営費交付金、授業料、寄附金等については、国等から負託された業務の財源であるため、債務とみなされ負債計上されております。

利益剰余金のうち目的積立金計上額については、前年度未処分利益のうち文部科学大臣から経営努力認定を受けた額であり、当該年度における承認申請額は、当期未処分利益として計上された額となっております。

なお、平成19事業年度より、会計基準の改訂に伴い従来「資本」とされていたものを、「純資産」表示しております。

### 2 損益計算書について

損益計算書は、国立大学法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間（4月1日～3月31日）に発生した、教育・研究等の業務実施のために費やした経費と収入の状況を表しており、当該期間に属するすべての収支取引について示したものであります。

業務費用の特徴としては、国立大学法人運営のために要した教育、研究等経費並びに人件費・施設設備の維持管理費等の一般管理費を表示しております。

経常収益の特徴としては、国立大学法人の業務運営の財源として国から交付された運営費交付金、授業料等の学生納付金等及び寄附金及び受託研究等のその他外部資金を表示しております。

### 3 キャッシュ・フロー計算書について

キャッシュ・フロー計算書は、現金主義の考え方のもとで当該会計期間に「どれだけのキャッシュを法人が収受し、そして支出したか」の資金の流れを活動区分ごとに示した財務諸表です。

業務活動による主な収入は、運営費交付金、授業料等であり、主な支出については、人件費及び教育研究経費となっております。

投資活動としては、当該年度において有形固定資産を取得するために要した費用を計上しております。

財務活動としては、当該年度に支出したリース資産に係るリース料を計上しております。

### 4 利益の処分に関する書類について

利益の処分に関する書類は、当該事業年度の損益計算書において生じた業務の効率的な実施による費用の減少から生じた利益について、それを翌事業年度に引き継ぎ使用するための「目的積立金」として特定するため、文部科学大臣への経営努力認定の承認申請を行うための書類であります。

### 5 国立大学法人等業務実施コスト計算書について

国立大学法人等業務実施コスト計算書は、国立大学法人の業務運営に関して国民が負担する金額情報を集約し、納税者である国民の国立大学法人における業務に対する評価・判断に資するための書類であり、損益計算書を基に作成されております。

また、業務実施コスト計算書に記載される機会費用とは、実際にかかっていないが国立大学法人が免除・軽減されているコストを算出して計上するもので、本学では以下のものが該当しています。

① 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用

使用内容については、附属明細書「(3)無償使用国有財産等の明細」に記載しております。

② 政府出資等の機会費用

市場で運用した場合に国が得られたであろう金額を算出しております。本学においては、政府出資金の前期末と当期末との平均値を基に、国債などの利回りを参考とした一定の利率を乗じて算出しています。

### 6 注記事項について

注記とは、国立大学法人の財務諸表は、広く国民にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないため、国立大学法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続き方法、決算時まで発生した重要な後発事象等について、国立大学法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を記載した書類であります。

## 7 附属明細書について

附属明細書とは、複雑な財務諸表の記載内容を詳細な情報として補足するため、貸借対照表及び損益計算書等の記載内容について明細を示したものであり、当該年度における資産の状況及び人件費、外部資金等の内容について補足説明したものであります。

## 8 決算報告書について

決算報告書は、国立大学法人が年度計画の一項目として公表している予算の区分に従い作成し、予算計画と対比して執行状況を表すもので、基本的に現金主義で作成し、当該事業年度予算額と決算額の差異について説明しています。

財務諸表の概要を示すものではなく、割り当てられた予算に対してその執行状況を報告するものとされており、運営資金の大部分を国からの財源措置で賄われているため、予算の区分による管理を求められ作成するものであり、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

## 9 事業報告書について

事業報告書は、財務諸表などの数値的情報で表現しきれない国立大学法人の業務及び財務状況その他法人の状況に関する重要な事項について文章等によって概況等を示すものであり、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

## 10 会計監査人の監査報告書について

国立大学法人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受けなければならないとされており。

会計監査人は、専門的な能力や実務面での蓄積を活用して、国立大学法人が作成した財務諸表等に対して意見を表明した監査報告書を作成し、学長及び監事に対して提出することとされており、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

## 11 監事の監査報告書について

国立大学法人に監事を置き、法人の業務を監査する事となっております。

監事の職務及び権限は、国立大学法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、会計監査人が会計の職業的専門家として監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断したうえで、当該会計監査人の監査結果を利用し自らの意見を述べることができるとされており、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。